

令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱

砥部町告示第69号

令和8年3月26日

(趣旨)

第1条 この告示は、新エネルギー機器の利用を積極的に支援することにより、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに地球温暖化防止を推進するため、電気自動車を購入した者に対して、予算の範囲内において交付する令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。

(補助対象車両)

第3条 補助金の交付の対象となる電気自動車（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所となる自動車であること。
- (2) 自動車検査証の自家用・事業用の別が自家用であること。
- (3) リース車でないこと。
- (4) 他の地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けていない自動車であること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人で、かつ、世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (2) 補助対象車両の購入者であって、かつ、自動車検査証上の所有者及び使用者であること。ただし、所有権留保付ローン等による購入の場合は、所有者が販売会社又はローン会社等であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、100,000円（定額）とする。

(補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象車両の初度登録（検査）年月が属する月の月末から起算して12か月以内に、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 補助金の交付は、年度内において申請者1人当たり、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 交付が不相当と認められる場合は、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第9条 申請者は、第6条に規定する申請について、電気自動車を販売するもの（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施しなければならない。

3 町長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

(処分の制限)

第10条 補助対象者は、補助金の交付が決定した補助対象車両について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象車両を廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ町長に令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金財産処分承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金財産処分承認・不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により処分を承認するとき及び承認申請書を提出せず処分したこ

とが判明したときは、補助対象者に補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、補助対象者の責によらない事由により処分する場合その他町長が特に認めたときは、この限りではない。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して補助対象車両を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

砥部町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ ） _____

令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象車両 車名 _____ 型式 _____

2 自動車登録番号又は車両（標識）番号 _____

3 登録年月日又は交付年月日 _____ 年 月 日

4 初度登録（検査）年月 _____ 年 月

5 補助金交付申請額 金 100,000 円

6 補助対象経費 _____ 円 ※車両本体の購入価格（税込）

7 添付書類

- (1) 納付状況調査に係る同意書（別紙1）もしくは、他市町村の納税証明書
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 領収書（ローン購入の車両の場合は、販売会社からクレジット会社宛の領収証で申請者の氏名が明記されているもの）及び内訳明細書等の写し
- (4) 自動車検査証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し）
- (5) 委任状（別紙2、事業者が申請を代行する場合。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

8 誓約事項

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象車両を廃棄、売却等により処分するときは、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金財産処分承認申請書（様式第5号）を提出することを誓約します。

（※確認後にチェックを記入してください。）

(別紙1)

納付状況調査に係る同意書

私は、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱に基づく申請にあたり、砥部町税務課が保有する世帯全員の町税等の納付状況（滞納の有無）を砥部町町民課長が指定する者が照会することに同意します。

砥部町長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

生年月日

砥部町記入欄

	課 長	課長補佐	係 長	係	
町 民 課					
	下記事項について照会して よいかお伺いします 年 月 日				
・当町における申請者世帯全員の課税状況（有 ・ 無 ） ・申請者世帯全員の町税等の納付状況 滞納の有無（有 ・ 無 ） 決裁日： 年 月 日					
税 務 課					
	上記のとおり回答してよい かお伺いします 年 月 日				

(別紙2)

委 任 状

代理人 住 所

会 社 名

担当者名

電話番号

私は、上記の者を代理人に選任し、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付申請、
その他の手続に関する一切を委任します。

砥部町長 様

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって、補助金交付申請のあった令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金については、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付の条件

次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

ア 砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱の規定に違反したとき。

イ その他不正の行為があると町長が認めたとき。

様式第3号（第7条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって補助金交付申請のあった令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金については、下記の理由により不交付としますので、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

（理 由）

砥部町長 様

補助対象者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 () _____ - _____

令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付請求書

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付の決定を受けた
令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金について、令和8年度砥部町電気自動車導入費
補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 _____ 円

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 ()												本 店・支 店 本 所・支 所 ()	
預 金 種 別	(1) 普通 (総合を含む) (2) 当座 (3) その他 ()													
口 座 番 号														
口 座 名 義 人	フリガナ													
	氏 名													

砥部町長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ ） _____

令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付の決定を受け、
導入していました補助対象車両について、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付
要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象車両 車名 _____ 型式 _____
2 自動車登録番号又は車両（標識）番号 _____
3 処分の方法 該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

- 4 処分の時期 _____ 年 月 日 _____
5 処分の理由（詳細に記入してください。必要により、関係書類を添付して下さい。）

様

砥部町長



令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金財産処分承認・不承認通知書

年 月 日付けをもって財産処分承認申請のあった補助対象車両について、令和8年度砥部町電気自動車導入費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

承認・不承認の別	承認 ・ 不承認 (どちらか○)	
補助対象車両	車名	型式
自動車登録番号又は 車両（標識）番号		
補助対象者氏名		
導入完了年月日	年 月 日	
処分予定日	年 月 日	
処分の方法	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他	
処分の理由		
承認・不承認の理由		